

議案第 4 7 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 9 月 3 0 日提出

岬町長 田 代 堯

提 案 理 由

特別職の給与について、行財政改革のさらなる推進を図るため、引き続き特別職の給料月額の減額期間を延長する必要があることから、本条例に所要の改正を行うものです。

岬町条例第 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

特別職の職員の給与に関する条例（昭和 30 年岬町条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「令和 3 年 10 月 9 日から令和 7 年 10 月 8 日まで」を「令和 7 年 10 月 9 日から令和 11 年 10 月 8 日まで」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 10 月 9 日から施行する。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

○特別職の職員の給与に関する条例（昭和30年岬町条例第12号）

新	旧
本則（略） 附則1～2（略） 3 第3条別表の規定の適用については、 <u>令和7年10月9日から令和11年10月8日までの間</u> においては、別表中「770,000円」を「654,000円」に、「640,000円」を「544,000円」に、「600,000円」を「510,000円」とする。 以下（略）	本則（略） 附則1～2（略） 3 第3条別表の規定の適用については、 <u>令和3年10月9日から令和7年10月8日までの間</u> においては、別表中「770,000円」を「654,000円」に、「640,000円」を「544,000円」に、「600,000円」を「510,000円」とする。 以下（略）